

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和4年度地方財政対策の概要と主な論点 －健全化に向けた動きも見られる地方財政－
著者 / 所属	田中 駿行 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	442号
刊行日	2022-2-4
頁	44-58
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220204.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

令和4年度地方財政対策の概要と主な論点

— 健全化に向けた動きも見られる地方財政 —

田中 駿行

(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 近年の地方財政対策
 - (1) 地方財政対策の役割
 - (2) 地方財源不足に関する地方交付税法第6条の3第2項の対応
3. 地方行財政に関連する各種施策の動向
 - (1) 地方創生臨時交付金による新型コロナウイルス感染症への対応
 - (2) デジタル実装を通じた地方活性化推進のための支援
 - (3) コロナ禍における医療提供体制に対する地方財政措置
4. 令和4年度地方財政対策決定までの経緯
 - (1) 「経済財政運営と改革の基本方針」における地方財政への言及
 - (2) 令和4年度予算に係る地方交付税の概算要求
 - (3) 国と地方の協議の場、財政制度等審議会及び地方財政審議会における議論
 - (4) 令和3年度補正予算に伴う地方交付税の取扱い
5. 令和4年度地方財政対策及び財政収支見通しの概要
 - (1) 総務・財務両大臣合意を経て決定された地方財政対策の概要
 - (2) 令和4年度地方交付税総額の状況（通常収支分）
 - (3) 令和4年度地方財政収支の見通し
6. 主な論点
 - (1) 持続可能な地方税財政基盤の構築と地方財政の健全化
 - (2) デジタル実装による地方活性化の推進
 - (3) 感染症対応を踏まえた公立病院の在り方
7. おわりに

1. はじめに

令和4年度地方財政対策は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（以下「基本方針2021」という。）の閣議決定（令和3年6月18日）、令和4年度予算の概算要求の後、「国と地方の協議の場」等における議論や総務大臣と財務大臣の合意を経て、令和4年度予算（概算）の閣議決定（令和3年12月24日）によりその枠組みが定められた。

令和4年度地方財政対策では、地方税及び地方交付税の法定率分¹の増収見込み等を背景に、地方交付税は前年度当初に対し約0.6兆円増の約18.1兆円となり、交付団体ベースの一般財源総額²は同約0.02兆円増³の約62.0兆円が確保された。また、地方財源不足額は同約7.6兆円減の約2.6兆円となり、折半対象財源不足⁴は解消され、臨時財政対策債⁵の発行額は同約3.7兆円減の約1.8兆円となるとともに、その残高も令和3年度末から約2.1兆円縮減される見込みである。

本稿では、近年の地方財政対策、地方行財政に関連する各種施策の動向について述べた上で、令和4年度地方財政対策の決定に至る経緯とその概要を紹介するとともに、同対策に関連した地方行財政をめぐる課題にも触れることとしたい。

2. 近年の地方財政対策

（1）地方財政対策の役割

地方公共団体は、教育、警察、消防など国民生活と密接に関係する行政サービスを一定の水準で提供しており、多くの事務において、法令による基準の設定や実施の義務付けがなされている。そこで国として、全ての地方公共団体が法令によって義務付けられた事務事業等の円滑な実施に必要な財源を保障するため、毎年度、内閣によって、翌年度の地方公共団体の標準的な行政水準に係る歳入歳出総額の見込額に関する書類（いわゆる「地方財政計画」）が策定されている⁶。

総務省は国の予算編成作業と並行して地方財政計画の策定作業を進め、その過程において翌年度の地方財政全体の収支が算定され、所要の財源との間に過不足が発生する場合、それが均衡するように財源対策が行われる。この財源対策が地方財政対策であり、国の予算の概算決定に先立ち、総務省と財務省の折衝が繰り返された後に決定される。

具体的には、地方債の増発や国の一般会計からの加算等の財政措置が講じられ、これら

¹ 所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額。

² 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額から、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分の合計額を控除したものの。

³ 本稿では前年度との比較において、令和3年度の一般財源総額、地方税及び地方譲与税については、令和2年度徴収猶予の特例分（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）によって、令和2年度に徴収猶予され、翌3年度の地方税収となる分）である2,145億円を除いたものをベースとしている。

⁴ 地方の財源不足額のうち、財源対策債の発行や、国の一般会計加算（既往法定分）などを除いた残余の財源不足額。

⁵ 地方の一般財源の不足に対処するため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の特例として発行され、投資的経費以外の経費にも充てることができる地方債のことをいう。地方公共団体の実際の起債の有無にかかわらず、発行可能額の元利償還金相当額を後年度の基準財政需要額に算入することとされている。

⁶ 地方交付税法第7条では、内閣は、「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない」と規定している。

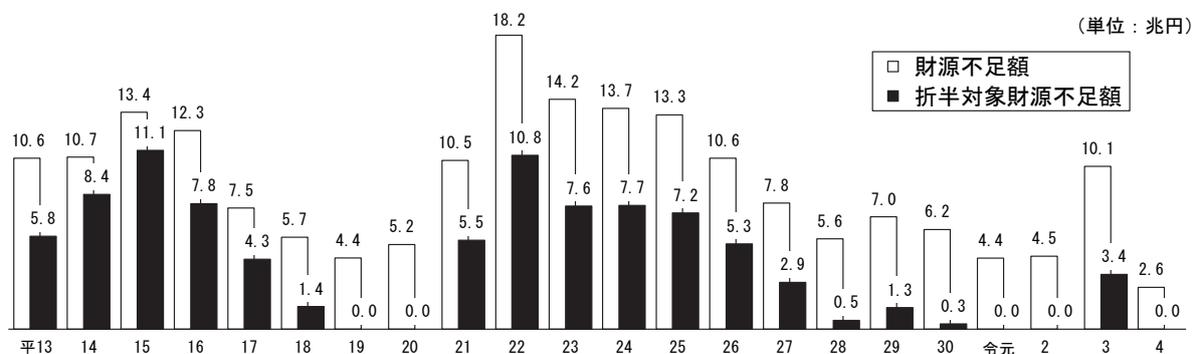
を踏まえた地方財政計画の策定を通じて、地方財政全体として標準的な行政水準を確保するために必要な財源が保障される仕組みとなっている。

（２）地方財源不足に関する地方交付税法第6条の3第2項の対応

地方交付税法（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項では、地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べて著しく異なった場合⁷には、「地方行財政の制度改正」又は「法定率の変更」を行う旨が規定されている。

近年の地方財政は、景気の低迷による税収の落ち込み、社会保障関係費等の財政需要の増加、高水準で推移する公債費などの複合的な要因により巨額の財源不足が恒常的に発生しており（図表1）、平成8年度以降、27年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する財源不足が生じている。

図表1 地方財政対策におけるこれまでの財源不足額と折半対象財源不足額



（注1）各年度の計数は当初ベースであり、税制改正に伴う減収による財源不足を除く。

（注2）平成16年度の財源不足額は交付税特別会計借入金償還額繰延前の額である。

（注3）平成21年度の折半対象財源不足額は、国が負担した特別交付金、臨時財政対策債への特別交付金相当額の上乗せ分（地方負担分）を含んでいる。

（出所）各年度の地方財政対策に係る総務・財務両大臣覚書より作成

しかし、この間、国の財政も厳しい状況が続き、法定率の引上げは困難である等の理由から、平成27年度に「法定率の変更」が行われた⁸ほか、「地方行財政の制度改正」で対応されてきた。平成13年度には、折半対象財源不足額を国と地方が折半して補填することを基本的な形とする新たなルール（以下「折半ルール」という。）が制度化された。

これに基づき、国は折半対象財源不足額の2分の1を一般会計から加算（臨時財政対策特例加算）することにより地方交付税を増額し、残り2分の1は地方が特例地方債（臨時財政対策債）を発行することにより補填してきた。折半ルールが制度化された当初は3年

⁷ 「著しく異なる」場合について、法律上の明確な規定はないが、政府によれば、①地方財政対策を講じる前に、通常の例により算出される歳入歳出におけるギャップ（財源不足額）があり、②その額が法定率分で計算した普通交付税の額のおおむね1割程度以上となり、③その状況が2年連続して生じ、3年以降も続くと思込まれる場合とされている（第19回国会参議院地方行政委員会会議録第32号18頁（昭29.5.4）等）。

⁸ 平成27年度における法定率の変更は、地方交付税法第6条の3第2項に基づくものとしては昭和41年度以来49年ぶりの見直しであった。ただし、法定率分の増は900億円程度（平成27年度当初ベース）とされており、折半ルールによる補填も行われた。

間の臨時措置とされていたが、その後も現在に至るまで本措置の延長が続けられている。

3. 地方行財政に関連する各種施策の動向

(1) 地方創生臨時交付金による新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、令和2年度第1次補正予算において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「地方創生臨時交付金」という。）が創設され、令和3年4月までに8.4兆円が措置されてきた。

さらに、同年12月に成立した令和3年度補正予算においては、地方創生臨時交付金6.8兆円が増額され、ワクチン・検査パッケージ等の定着を図ることなどを目的とした「検査促進枠」（0.3兆円）の創設等⁹が行われた。

(2) デジタル実装を通じた地方活性化推進のための支援

岸田内閣総理大臣は、令和3年10月8日の所信表明演説において、経済政策に関して「新しい資本主義の実現」を目指すことを表明し、成長戦略の柱の一つとして、「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、「地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起し、地方と都市の差を縮め」ていくとした¹⁰。

同年11月より、同構想の具体化を図るとともに、デジタル実装を通じた地方活性化を推進するため、岸田内閣総理大臣を議長とし、関係閣僚及び有識者で構成される「デジタル田園都市国家構想実現会議」が開催されている。また、令和3年度補正予算においては、同構想を推進するため、デジタル田園都市国家構想推進交付金（200億円）、地方創生拠点整備交付金（460億円）などが計上された。

(3) コロナ禍における医療提供体制に対する地方財政措置

新型コロナウイルス感染症への対応において、保健所や公立病院は大きな役割を果たしており、その重要性が改めて認識されている。一方で、保健所の体制や公立病院の資金繰りには課題があり、総務省は、以下のように地方財政措置を講じている。

ア 保健所の体制強化

新型コロナウイルス感染症の拡大により、その対応に当たる保健所の体制がひっ迫していることを踏まえ、令和3年度地方財政対策において、感染症対応業務に従事する保健師を令和2年度の約1,800名から、令和3年度には約2,250名、令和4年度には約2,700名に増員するため、必要な地方財政措置を講じることとしている。

イ 公立病院への資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症が拡大し、公立病院は感染症患者の重要な受入先となって

⁹ 検査促進枠分以外は、地方単独分1.2兆円、国庫補助事業等の地方負担分0.3兆円、協力要請推進枠等分5.0兆円となっている。

¹⁰ 第205回国会衆議院本会議録第2号4頁（令3.10.8）

いる。このため、感染を危惧した受診控え等から一般病床稼働率が低下し、料金収入の減少により資金繰りに影響が生じている。

総務省は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生又は拡大する公営企業が、当該不足額について資金手当に係る企業債（特別減収対策企業債）を発行できる制度を創設、令和3年度も引き続き発行できることとし、公立病院を含めた公営企業を支援している。また、民間病院の立地が困難な経営条件の厳しい地域に所在する公立病院（不採算地区病院）に対して特別交付税措置を講じる制度を令和3年度に拡充している。

4. 令和4年度地方財政対策決定までの経緯

（1）「経済財政運営と改革の基本方針」における地方財政への言及

地方の一般財源総額については、平成23年度以降、前年度を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの枠組みの下で地方財政計画が策定されてきた。

令和4年度から令和6年度までの枠組みは基本方針2021において示されており、地方の歳出については、「国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」（以下「一般財源ルール」という。）とし、従来と同様の枠組みを維持している。

また、財政健全化については、「骨太方針2018¹¹で掲げた財政健全化目標（2025年度の国・地方を合わせたP/B黒字化を目指す、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す）を堅持する」とした一方で、「感染症でいまだ不安定な経済財政状況を踏まえ、本年度内に、感染症の経済財政への影響の検証を行い、その検証結果を踏まえ、目標年度を再確認する」とした。

（2）令和4年度予算に係る地方交付税の概算要求

総務省は、令和3年8月末の令和4年度予算概算要求に際し、「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」するとして、地方交付税を約17.5兆円要求し、併せて、地方交付税法第6条の3第2項に基づく法定率の引上げを事項要求した。

概算要求の際に総務省から示された「令和4年度地方財政収支の仮試算」によると、令和4年度の地方税等は約42.4兆円（対前年度当初約2.5兆円増）、地方交付税総額は約17.5兆円（同約0.1兆円増）、臨時財政対策債は約3.3兆円（同約2.2兆円減）と見込まれており、不交付団体の水準超経費¹²を除く交付団体ベースの一般財源総額は、約62.1兆円（同約0.1兆円増）とされた。

¹¹ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平30.6.15閣議決定）

¹² 地方財政計画の歳出は、標準的な行政水準を想定して積算されているが、歳入のうち地方税収については、不交付団体を含む全地方公共団体の標準的な地方税収が計上されており、地方財政計画の収支を単純に均衡させると、不交付団体のいわゆる財源超過額に相当する地方税収分だけ交付団体の財源が不足することとなるため、調整的な項目として地方財政計画の歳出に計上されている。

(3) 国と地方の協議の場、財政制度等審議会及び地方財政審議会における議論

令和4年度地方財政対策の決定に先立ち、国と地方の協議の場（国と地方の協議の場に関する法律（平成23年法律第38号）に基づき開催される協議の場）、財政制度等審議会（財務大臣の諮問機関）、地方財政審議会（総務大臣の諮問機関）において、地方財政をめぐる諸課題について議論が行われており、それぞれの考え方が示されている。

ア 国と地方の協議の場における地方六団体の主張

地方六団体¹³は、令和3年11月12日に開催された国と地方の協議の場において、「地方創生及び地方分権改革の推進について」及び「新型コロナウイルス感染症対策について」を提出し、主に以下のとおり要請を行った。

- ・ 令和4年度においても、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すること。
- ・ 地方交付税は、（中略）その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。
- ・ 臨時財政対策債については、（中略）廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、（中略）引き続き発行額の縮減・抑制に努め、（中略）その償還財源について確実に確保すること。
- ・ 経済対策において「デジタル田園都市国家構想推進交付金（仮称）」を創設することを含め、地方におけるデジタル化の取組への支援を行うこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の実施によって、地域住民の命を守る公立・公的医療機関が担う役割の重要性が再認識されたことを踏まえ、地域医療構想については、再編統合を前提とせず、地域医療の確保という観点からの検討を行うこと。
- ・ 地方創生臨時交付金の市町村分を含む2兆円規模の増額や、飲食店、観光・交通関係といった幅広い事業者の支援を含め、補正予算での措置により、大胆かつ強力な経済対策を断行すること。

イ 財政制度等審議会の建議

財政制度等審議会が令和3年12月3日に取りまとめた「令和4年度予算の編成等に関する建議」では、地方財政について、主に以下のとおり指摘があった。

- ・ 一般財源ルールの下、国と地方が足並みを揃えて経済再生と歳出改革に取り組み、財源余剰が生じる場合には、地方公共団体の発行する臨時財政対策債の償還や交付税特会の借入金の返済など、国・地方を通じた財政の健全化につなげていくことが重要である。
- ・ 地方創生臨時交付金については、（中略）用途の検証を行い、これまでの国費による支援が真に必要なものであったか、しっかりと精査する必要がある。

¹³ 地方六団体は、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議員会、全国市議会議員会及び全国町村議会議員会の六つの団体の総称であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3に規定されている全国的連合組織に位置付けられている。

- ・ 地域医療構想の取組についても、新興感染症等の感染拡大時に向けて必要な対応を講じつつ、時計の針を戻すことなく、遅滞なく進めるべきである。

ウ 地方財政審議会の意見

地方財政審議会が令和3年12月10日に取りまとめた「今後目指すべき地方財政の姿と令和4年度の地方財政への対応等についての意見」では、主に以下のとおり指摘があった。

- ・ 令和3年度補正予算案（第1号）においても、地方創生臨時交付金6.8兆円が追加計上されたが、それぞれの地域の実情も踏まえ、国は、必要に応じ財政支援をしっかりと行っていくべきである。
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、保健所が今後果たすべき感染症対策の機能に応じて恒常的な人員体制を強化するため、引き続き、適切に財政措置を講じるべきである。
- ・ 交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すべきであり、その際、社会保障関係費の増加をはじめ、（中略）行政需要を適切に地方財政計画の歳出に計上し、必要な一般財源総額を確保することが不可欠である。
- ・ 臨時財政対策債はあくまで特例的なものであることや、その発行額が多額となっていることを踏まえれば、国も厳しい財政状況にあるが、地方交付税の法定率の見直し等により地方交付税総額を安定的に確保し、臨時財政対策債の発行額をできる限り抑制するべきである。
- ・ 地域医療構想と整合性を図りつつ、（中略）公立病院の経営強化に関する新たなガイドラインを策定し、各地方公共団体に次期プランの策定を要請する¹⁴とともに、次期プランにおける経営強化に係る取組を支援するため、所要の財政措置を講じるべきである。

（4）令和3年度補正予算に伴う地方交付税の取扱い

令和3年度当初では、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済の減速等により、10.1兆円と巨額の財源不足が生じるとされた。一方、令和3年度補正予算においては、当初の想定よりも国税収入の大幅な増額が見込まれた。このため、地方交付税法第6条第2項の規定に基づき¹⁵、交付税及び譲与税配付金特別会計¹⁶（以下「交付税特別会計」という。）

¹⁴ 総務省は平成27年3月に「新公立病院改革ガイドライン」を策定し、地方公共団体に「新公立病院改革プラン」の策定を要請している。

¹⁵ 地方交付税法第6条第2項は、「毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ100分の33.1、酒税の収入見込額の100分の50、消費税の収入見込額の100分の19.5並びに地方法人税の収入見込額に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする」と規定している。

¹⁶ 交付税特別会計は、地方交付税等の配付に関する経理を明確にするために設けられている「整理区分会計」であり、昭和29年に国税の一定割合を一定の基準に基づき地方公共団体に交付するため地方交付税及び地方譲与税制度が創設されたことに伴い設置された。

における地方交付税交付金として4兆2,761億円¹⁷が追加計上された。

これに関して、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」が令和3年12月6日に国会へ提出され、同月20日に成立、24日に施行された（令和3年法律第88号）。

同法律は、①1兆9,700億円を令和3年度の地方交付税総額に加算して増額交付するとともに、②交付税特別会計において借入金8,500億円の償還を行い、③令和3年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円¹⁸について同年度の活用を取りやめるほか¹⁹、令和4年度においても巨額の地方の財源不足が見込まれるとして、④残余の額1兆2,561億円を令和4年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付するものである。

5. 令和4年度地方財政対策及び財政収支見通しの概要

（1）総務・財務両大臣合意を経て決定された地方財政対策の概要

令和4年度地方財政対策については、令和3年12月22日付けで総務・財務両大臣の覚書が交わされた。通常収支分の財源不足額への対応等は以下のとおりとされた。

令和4年度の地方財源不足額は2兆5,559億円と、前年度当初からは7兆5,664億円減少したものの、地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する状況は平成8年度以降27年連続して生じた。この地方財源不足額に対しては、概算要求で事項要求されていた法定率の引上げは見送られ、地方行財政の制度改正による対応として、以下アからウのとおり補填措置を講ずるものとされている（図表2）。

ア 財源対策債の発行 7,600億円

財源対策債は、地方債充当率²⁰の臨時的引上げにより増発される建設地方債（地方財政法第5条の地方債）である。

イ 地方交付税の増額による補填（一般会計における加算措置（既往法定分））154億円

一般会計加算（既往法定分）は、過去の地方財政対策に基づき、後年度の地方交付税総額に加算することが地方交付税法附則に定められている額である。令和4年度は、同法附則等により当初予定していた加算額2,310億円のうち154億円²¹を加算することとされ、残余の2,156億円については、地方交付税総額の安定的確保の観点から、後年度に加算するよう、加算時期を調整することとされている。

¹⁷ 令和2年度国税決算に伴う地方交付税法法定率分の増額1兆9,972億円及び令和3年度国税収入の補正に伴う地方交付税法法定率分の増額2兆2,789億円の合計。

¹⁸ 公庫債権金利変動準備金は、平成20年に設立された地方公営企業等金融機構（平成21年6月に地方公共団体金融機構に改組）が、業務開始時に公営企業金融公庫から承継した資産・債務に係る金利変動リスクに対処するために設けられている。地方公共団体金融機構の業務が円滑に遂行されており、公庫債権金利変動準備金等の金額が公庫債権管理業務の円滑な運営に必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額を国に帰属させるものとされている（地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）附則第14条）。

¹⁹ 令和3年度の地方財政計画においては、「地域デジタル社会推進費」（2,000億円）を計上するために活用することとされていた。

²⁰ 地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもってその財源とする部分の割合の上限となるべき率。

²¹ 平成29年度税制改正による配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額を補填するための加算。

ウ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分） 1兆7,805億円

令和4年度地方財政対策では、既往の臨時財政対策債の元利償還金相当額に係る臨時財政対策債の発行額1兆7,805億円が計上された一方で、折半対象財源不足が発生しなかったため、折半ルールに基づく臨時財政対策債の発行はされないこととなった。

図表2 令和4年度における地方財源不足額の補填措置

(単位:億円)

令和4年度における 地方財源不足額 25,559	【折半対象以外の財源不足額】 25,559	ア 財源対策債の発行	7,600
		イ 地方交付税の増額による補填 (一般会計における加算措置(既往法定分))	154
		ウ 臨時財政対策債の発行 (既往債の元利償還金分)	17,805
	【折半対象財源不足額】	—	

(出所) 総務省「令和4年度地方財政対策の概要」(令和3年12月24日)より作成

(2) 令和4年度地方交付税総額の状況（通常収支分）

以上の地方財政対策を踏まえ、一般会計から交付税特別会計に繰り入れる入口ベースの地方交付税は、15兆6,558億円(対前年度当初約0.1兆円増)とされたが、交付税特別会計における加減算を経た地方交付税総額(出口ベースの地方交付税)は、18兆538億円(同約0.6兆円増)となり(図表3)、当初予算ベースで4年連続の増加となった。

図表3 令和4年度地方交付税総額の状況（通常収支分）

(単位:億円)

地方交付税総額 (出口ベース) 180,538 (対前年度6,153増)	一般会計 (入口ベース) 156,558 (対前年度646増)	所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	159,314
		国税減額補正精算分 (平成20、21、令和元年度分)等	▲ 2,910
		一般会計における加算措置(既往法定分)	154
	特別会計 23,980	地方法人税の法定率分	17,127
		交付税特別会計借入金償還額	▲ 5,000
		交付税特別会計借入金支払利子	▲ 709
		前年度からの繰越金	12,561
		返還金	1

(出所) 財務省「令和4年度総務・地方財政、財務関係予算のポイント」(令和3年12月)等より作成

(3) 令和4年度地方財政収支の見通し

先述の地方財政対策を前提とした、令和4年度の地方財政全体の姿を示す地方財政収支の見通しを概観する(図表4及び図表5)。ただし、計数は令和3年12月24日に公表された概数である。

ア 通常収支分（歳出及び歳入の概要）

令和4年度通常収支分の歳出・歳入規模は、約90兆5,700億円（対前年度当初約0.8兆円増）となり、歳出総額から公債費、企業債償還費普通会計負担分及び不交付団体の水準超経費を除く「地方一般歳出」は約75兆8,500億円（同約0.4兆円増）となった。

歳出では、一般行政経費は、社会保障関係費の自然増等を背景として増加し、約41兆4,400億円（同約0.6兆円増）となった。また、一般行政経費のうち「まち・ひと・しごと創生事業費」²²、「地域社会再生事業費」²³及び「地域デジタル社会推進費」²⁴は、いずれも前年度と同額の1兆円、4,200億円及び2,000億円が計上された。

維持補修費は約1兆4,900億円（同約0.02兆円増）が計上され、このうち、令和2年度に創設された「緊急浚渫推進事業費」²⁵は、前年度と同額の1,100億円が計上された。

投資的経費は約11兆9,600億円（同約0.03兆円増）が計上され、単独事業分については約6兆3,100億円（同約0.1兆円増）となった。このうち、「公共施設等適正管理推進事業費」については、5,800億円（同約0.1兆円増）を計上し、「脱炭素化事業」を追加するとともに、「長寿命化事業」の対象に空港施設やダムを追加した上で、事業期間を5年間延長することとした²⁶。

歳入では、地方税が41兆2,305億円（同約3.2兆円増）、地方譲与税が2兆5,978億円（同約0.8兆円増）となった。地方交付税については、先述のとおり、入口ベースの15兆6,558億円（同約0.1兆円増）に対し、出口ベースは18兆538億円（同約0.6兆円増）となっている。

地方特例交付金等は、個人住民税減収補填特例交付金（2,172億円）と新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金（95億円）を合わせた2,267億円が計上された。

地方債については、地方財政計画に計上される普通会計分が7兆6,077億円²⁷（同約3.6兆円減）となり、地方債依存度²⁸は8.4%程度と前年度（12.5%）より低下した。なお、地方債のうち臨時財政対策債の発行は、先述のとおり1兆7,805億円（同約3.7兆円減）となり、2年ぶりに減少となった。

以上の結果、地方一般財源総額は63兆8,635億円（同約0.7兆円増）、不交付団体の水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額は62兆135億円（同約0.02兆円増）となった。

²² 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度に創設された経費。

²³ 地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、令和2年度に創設された経費。

²⁴ 全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、令和3年度に創設された経費。

²⁵ 地方公共団体が、地方単独事業として実施する河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）を推進するための経費。

²⁶ 「脱炭素化事業」の事業期間は令和4年度から令和7年度までの4年間。

²⁷ 通常収支分の地方債計画総額（普通会計分と公営企業会計等分の合計）は、10兆1,799億円である。

²⁸ 歳入総額に占める地方債の割合。

図表4 令和4年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

（単位：億円、％）

項 目		令和4年度 (見込)	令和3年度	増減率 (見込)
歳 入	地 方 税	412,305	382,704	7.7
	（猶予特例分除き）	412,305	380,802	8.3
	地 方 譲 与 税	25,978	18,462	40.7
	（猶予特例分除き）	25,978	18,219	42.6
	地 方 特 例 交 付 金 等	2,267	3,577	▲ 36.6
	地 方 交 付 税	180,538	174,385	3.5
	地 方 債	76,077	112,407	▲ 32.3
	うち臨時財政対策債	17,805	54,796	▲ 67.5
	復旧・復興事業一般財源充当分	▲ 4	▲ 2	100.0
	全国防災事業一般財源充当分	▲ 254	▲ 345	▲ 26.4
歳 入 合 計	約 905,700	898,060	約 0.9	
「 一 般 財 源 」 (猶 予 特 例 分 除 き) (水 準 超 経 費 を 除 く 交 付 団 体 ベ ー ス) (猶 予 特 例 分 除 き)		638,635	633,577	0.8
		638,635	631,432	1.1
		620,135	622,077	▲ 0.3
		620,135	619,932	0.0
歳 出	給 与 関 係 経 費	約 199,600	201,540	約 ▲ 1.0
	退 職 手 当 以 外	約 185,300	186,816	約 ▲ 0.8
	退 職 手 当	約 14,400	14,724	約 ▲ 2.2
	一 般 行 政 経 費	約 414,400	408,824	約 1.4
	うち補助分	約 234,500	229,416	約 2.2
	うち単独分	約 148,700	148,296	約 0.3
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0.0
	うち地域社会再生事業費	4,200	4,200	0.0
	うち地域デジタル社会推進費	2,000	2,000	0.0
	公 債 費	約 114,300	117,799	約 ▲ 3.0
	（猶予特例債除き）	約 114,300	115,654	約 ▲ 1.2
	維 持 補 修 費	約 14,900	14,694	約 1.4
	うち緊急浚渫推進事業費	1,100	1,100	0.0
	投 資 的 経 費	約 119,600	119,273	約 0.3
	うち直轄・補助分	約 56,500	57,136	約 ▲ 1.1
	うち単独分	約 63,100	62,137	約 1.5
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	5,800	4,800	20.8
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0.0
	公 営 企 業 繰 出 金	約 24,300	24,430	約 ▲ 0.5
	うち企業債償還費普通会計負担分	約 14,400	14,718	約 ▲ 2.2
	水 準 超 経 費	18,500	11,500	60.9
	歳 出 合 計	約 905,700	898,060	約 0.9
（水準超経費を除く交付団体ベース）	約 887,200	886,560	約 0.1	
地 方 一 般 歳 出	約 758,500	754,043	約 0.6	

（注）計数は精査の結果、異動する場合がある。

（出所）総務省「令和4年度地方財政対策の概要」（令和3年12月24日）より作成

イ 東日本大震災分²⁹（復旧・復興事業及び全国防災事業）

・ 復旧・復興事業

令和4年度における東日本大震災分の復旧・復興事業は、歳入・歳出規模が約3,000億円（対前年度当初約0.03兆円減）となっている。

歳出では、直轄・補助事業費が約2,400億円（同約0.01兆円減）、地方単独事業費が517億円（同約0.03兆円減）となった。

これらに対応する歳入として、震災復興特別交付税1,069億円³⁰、国庫支出金約1,800億円、地方債9億円、一般財源充当分4億円が計上されている。

震災復興特別交付税は、被災団体における復旧・復興事業経費の地方負担分、地方単独事業分及び地方税等の減収分を国が全額措置するため、平成23年度第3次補正予算で創設されたものである。令和4年度の震災復興特別交付税1,069億円により措置する財政需要のうち、直轄・補助事業の地方負担分が552億円、地方単独事業分が149億円、地方税等の減収分が368億円となっている。なお、平成23年度から令和4年度分までの予算額の累計額（不用額を除く）は5兆6,346億円となる。

図表5 令和4年度地方財政収支見通しの概要（東日本大震災分）

（1）復旧・復興事業

（単位：億円、%）

項目		令和4年度 (見込)	令和3年度	増減率 (見込)
歳入	震災復興特別交付税	1,069	1,326	▲ 19.4
	国庫支出金	約 1,800	1,913	約 ▲ 5.9
	地方債	9	8	12.5
	一般財源充当分	4	2	100.0
計		約 3,000	3,328	約 ▲ 9.9
歳出	直轄・補助事業費	約 2,400	2,458	約 ▲ 2.4
	地方単独事業費	517	789	▲ 34.5
	うち地方税等の減収分見合い歳出	368	452	▲ 18.6
	計	約 3,000	3,328	約 ▲ 9.9

（2）全国防災事業

（単位：億円、%）

項目		令和4年度 (見込)	令和3年度	増減率 (見込)
歳入	地方税	768	744	3.2
	一般財源充当分	254	345	▲ 26.4
	雑収入	1	1	0.0
計		1,023	1,090	▲ 6.1
歳出	公債費	1,023	1,090	▲ 6.1
	計	1,023	1,090	▲ 6.1

（注）計数は精査の結果、異動する場合がある。

（出所）総務省「令和4年度地方財政対策の概要」（令和3年12月24日）

²⁹ 東日本大震災の被災団体が復旧・復興事業に着実に取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の財政運営に影響を及ぼすことがないようにするため、平成24年度から通常収支とは別枠で整理されている。

³⁰ 令和4年度の所要額は、1,069億円であるが、予算額は年度調整分140億円を除いた929億円となる。

・ 全国防災事業

令和4年度における東日本大震災分の全国防災事業は、歳入・歳出総額が1,023億円となっている。全国防災事業は平成27年度限りで終了したため、新規事業は計上されておらず、これまで実施してきた全国防災事業に係る公債費（地方債の元利償還金）として1,023億円が計上されており、対応する歳入としては地方税768億円、一般財源充当分254億円、雑収入1億円が計上されている。

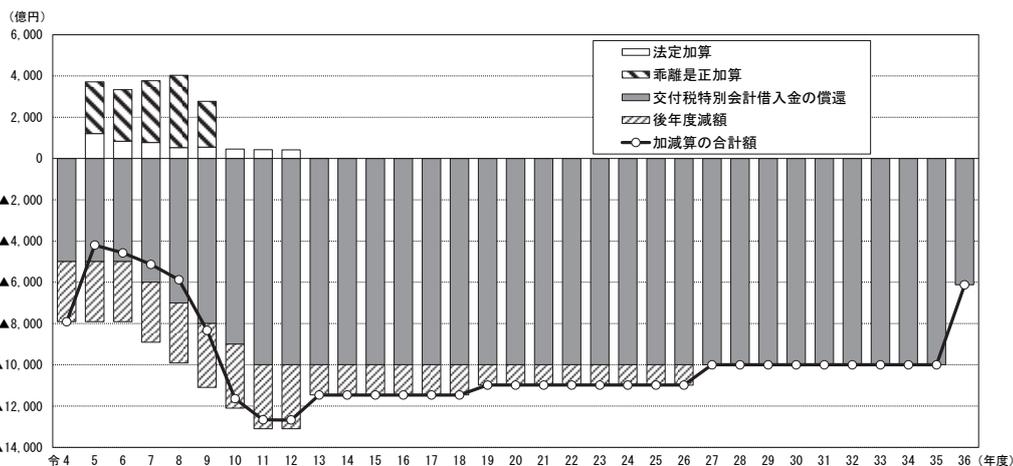
6. 主な論点

(1) 持続可能な地方税財政基盤の構築と地方財政の健全化

地方財政の健全化は長年の課題とされ、令和3年度末時点で、地方財政の借入金残高は192兆円程度と巨額の債務を抱えており、その主な内訳として、臨時財政対策債の残高は55.3兆円、交付税特別会計借入金の残高は30.1兆円となっている。

また、令和4年度地方財政対策を反映した、将来の地方交付税の加減算額は、図表6のように整理されるが、毎年度減額される額の方が大きくなっており、特に令和10年度から令和35年度までは毎年度1兆円以上が減額される予定となっている。

図表6 今後の地方交付税総額に加減算される額（令和4年度～令和36年度）



- (注1) 「法定加算」とは地方交付税法附則第4条の2第3項に基づく加算である。
 - (注2) 「乖離是正加算」とは、平成17年度から平成23年度にかけて行われた計画額と決算額の一体的乖離是正に際して生じた財源不足のうち折半ルール対象分について、覚書により後年度の地方交付税総額に加算することとされているものである。
 - (注3) 「交付税特別会計借入金の償還」とは、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第4条に基づくものである。
 - (注4) 「後年度減額」とは、地方交付税法附則第4条の2第4項の臨時財政対策債振替加算に係る後年度減額と、同条第5項の国税決算精算分の繰延べに係る後年度減額の合算額である。
 - (注5) 平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額の補填として、地方交付税法附則第4条の2第1項に基づき、当分の間、加算することとされている154億円は除いている。
- (出所) 地方交付税法の条文（令和4年1月18日時点）及び総務・財務両大臣覚書（令和3年12月22日）等により作成

一方で、財政健全化に向けた動きも見られる。令和3年度補正予算においては、臨時財政対策債の償還等を念頭に置いた普通交付税の追加交付や交付税特別会計借入金の償還が

措置された。また、令和4年度地方財政対策においても、地方の財源不足が令和3年度当初時点よりも縮小するとともに、折半対象財源不足が解消され、令和4年度末の臨時財政対策債の残高は令和3年度末に比べ約2.1兆円減の約53.2兆円となる見込みである。また、交付税特別会計借入金については、償還計画の変更により、令和4年度末の残高は令和3年度末に比べて約0.5兆円減の約29.6兆円となるほか、償還終了年度が1年前倒しされている³¹。

今後も持続可能な地方税財政基盤の構築のため、地方税や地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保していくとともに、特例的な地方債への依存からの脱却と交付税特別会計借入金の償還等を着実に進めていく必要がある。

（2）デジタル実装による地方活性化の推進

地方活性化のため、これまでも様々な取組が進められてきたものの、東京一極集中の是正には至っていなかった。しかし、新型コロナウイルス感染症が人口の集中する都市部を中心に拡大したことを受け、地方移住への関心の高まりや東京都における地方からの転入超過幅の縮小などの動きも見られるようになった。

一方で、地方活性化については様々な課題を抱えたままである。内閣府調査³²によると、東京圏在住で地方移住に関心がある人の地方移住に当たっての懸念として、「仕事や収入」（48.5%）や、「買物や公共交通等の利便性」（24.4%）などが挙げられている。都市部から地方への流れを継続的なものにしていくためには、こうした懸念を始めとした課題を解決していく必要がある。

課題解決策の一つに、デジタル技術の活用が挙げられる。例えば、先述の「仕事や収入」に関しては、デジタル技術の活用により、地方と都市との地理的・時間的な格差が埋まることで、人材・知・産業を地方に集める取組が各地で進み、地方に新たな仕事生まれることも考えられる。

政府は、地方財政計画において、令和3年度に地域社会のデジタル化を一層推進するため、新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費」（0.2兆円）を計上している。同推進費は令和3年度及び令和4年度の2年間に限った集中的・臨時的な措置とされており、令和4年度においても引き続き同額が計上されている。

今後も地方活性化に向けて、デジタル技術の活用の広がりが予想される中、各地方公共団体における取組状況を踏まえつつ、地方財政計画におけるデジタル関係費の令和5年度以降の取扱いが注目される。

（3）感染症対応を踏まえた公立病院の在り方

公立病院は新型コロナウイルス感染症対応において、その重要性が改めて認識された。

³¹ 交付税特別会計借入金の償還額については、令和4年度は1,000億円、令和5年度は3,000億円とされていたが、それぞれ5,000億円に変更している。また、償還終了年度についても、令和37年度から令和36年度としている。

³² 内閣府「第4回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令3.11.1）による。なお、調査期間は令和3年9月28日から10月5日。

一方、公立病院の経営をめぐるには、人口減少や少子高齢化に伴う医療需要の変化、医師等の不足に加え、医師の時間外労働規制への対応など、さらに厳しい状況が見込まれている。

総務省は、新型コロナウイルス感染症対応の視点も含めた持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた公立病院に対する新たなガイドラインや地方財政措置について検討するため、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会」を令和3年10月から開催し、同検討会は同年12月に中間とりまとめ³³を公表した。

今後、総務省は、令和3年度末までに「公立病院経営強化ガイドライン」を策定し、地方公共団体が令和4年度又は令和5年度中に同ガイドラインを踏まえた「公立病院経営強化プラン」を策定することを要請としている。このプランに基づき、公立病院が経営強化に取り組めるよう、令和4年度地方財政対策では、地方財政措置の拡充・延長等が行われている。

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、へき地医療・不採算医療や高度・先進医療等の提供という機能に加え、新型コロナウイルス感染症を始めとした感染症対応において中核的な役割を果たしている。今後の公立病院の在り方に係る検討においては、こうした役割を十分に踏まえた上での議論が求められよう。

7. おわりに

令和4年度地方財政対策を受け、地方六団体は共同声明を発出しており、「地方の一般財源総額」について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を上回る62.0兆円を確保している。地方交付税総額は今年度より0.6兆円多い総額18.1兆円を確保し、かつ、折半対象財源不足を解消し、臨時財政対策債の発行額を過去最低水準にまで抑制している」点については、「高く評価する」としている³⁴。

一方で、地方はこれまで厳しい歳出抑制を行ってきたものの、依然として巨額の財源不足が生じている。こうした状況の中で、新型コロナウイルス感染症への対応に加え、従来からの課題である医療・介護や地域における移動手段の確保など住民生活を支えるサービスの提供や、激甚化・頻発化する自然災害に備えるための防災・減災対策等、さらには、近年、強力に進められているデジタル化など、地方公共団体が対応すべき課題は山積しており、財政的な負担もより大きくなってきている。

全ての地方公共団体が、こうした課題へ対応し持続可能な地域社会の基盤を確かなものとしていくためにも、地方交付税の法定率の引上げも含め、一般財源総額を安定的に確保できるよう努力していくことが重要であろう。

(たなか としゆき)

³³ 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の方向性について（令3.12.10）

³⁴ 地方六団体「令和4年度地方財政対策についての共同声明」（令和3年12月24日）〈http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/2021122402_chizaitaisaku_kyoudouseimei.pdf〉（令4.1.18最終アクセス）